

4月から医療費が変わりました

平成22年4月から医療費（診療報酬）の見直しが行なわれ、全体で0.19%引き上げられました。医師不足が深刻な救急医療、産科、小児科、外科に重点的に配分される内容になっています。

今回の医療費改定の主なポイント

●医療費の明細書（領収書）が無料で発行されます

これまで希望者に実費で発行されていた明細書が、原則すべての人に無料発行するよう、医療機関に義務付けられました。受けた診療と、明細書の記載内容を確認しましょう。明細書・領収書は確定申告（医療費控除）の際に使用する場合がありますので、大切に保管しましょう。

また、健康保険組合から「医療費のお知らせ」をお送りしています。「医療費のお知らせ」には、医療機関に医療費をいくら支払ったかが記載されていますので、明細書（領収書）と見比べて金額を確認しましょう。金額が異なる場合は、健康保険組合にお問い合わせください。



●病院と診療所の再診料が同額になりました

病気・ケガで受診する場合、2回目以降の診察に再診料がかかります。これまでは病院600円、診療所710円となっていたのですが、今回の改定で、どちらも690円となりました。

●歯科の医療費が引き上げられました

初診料が1,820円から2,180円に、再診料が400円から420円に引き上げられました。

今回の改定で、増額された医療費の1～3割は患者負担として、みなさんの負担増になります。また、患者負担以外の分は健康保険組合が負担していますので、医療費が増加すると健保財政にも影響してきます。これまで以上に健康に気をつけて、医療費の節約を心がけましょう。

かかりつけ医をもちましょう

軽い病気で、医師の紹介状を持たずに大きな病院（ベッド数200床以上）に行くと特別料金がかかってしまう場合があります。まずは近場の「かかりつけ医」に受診しましょう。



はしご受診はやめましょう

同じ病気で医療機関を次々に変更する「はしご受診」を行うと、受診に行く医療機関ごとに初診料がかかり、同じ検査を受けるので、時間や費用が無駄になります。薬を重複して用いることで副作用の心配もあります。「はしご受診」はしないで、医療機関を変えたい場合は、医師に相談して紹介状をもらいましょう。



診療時間内で受診しましょう

診療時間外の受診は割増料金がかかります。医療費を抑えるために急病時でなければ、早朝・夜間・休日の受診は避けて、診療時間内（注）に受診しましょう。

（注）診療時間内

（平日8：00～18：00、土曜8：00～12：00）

上記の時間外は、例えば平日20：00まで開いている診療所であっても18：00以降は加算料金500円がかかります。緊急時以外は、できるだけ診療時間内の受診をお願いします。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

新薬の開発には、非常にコストがかかるため、一定の特許期間があります。「ジェネリック医薬品」は、その特許期間終了後に同様の成分で作られており、効能・効果もほぼ同じです。

また、新薬に比べて開発費が抑えられるので、価格が大幅に安くなります。特に長期の治療が必要な場合や、高額な薬を使用する場合は、家計負担を大幅に軽減できます。ジェネリック医薬品に変更できない場合は、処方せんに医師が署名する必要があります。医師の署名がない場合は原則として、ジェネリック医薬品へ変更が可能です。まずは医師にご相談ください。